

補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPGガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの (1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 (2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。 ※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。 (空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、居室を区切る仕切りとして認められない。) 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※リビングとキッチン、階段、踊り場、廊下が、壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合にあっては、キッチン、階段、踊り場、廊下の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓のみでなく、それらも含め断熱改修が要件となる。

太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（ＢＬ部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。
電気自動車	電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている４輪のものに限る。 （１） 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２） 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。 （３） 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （４） 国が令和３年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
V２H充放電設備	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和３年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。